見積依頼書

下記のとおり見積を依頼します。 令和6年3月8日

> 支出負担行為担当官 東北管区警察学校庶務部会計課長 佐藤 博晃

記

1 契約の内容

(1) 契約件名 掛布団ほか賃貸借(2) 内容ほか 別添仕様書のとおり

(3) 契約履行場所 東北管区警察学校(宮城県多賀城市丸山一丁目1番1号)

(4) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 見積書の提出

(1) 提出期限

令和6年3月18日(月) 17時15分まで

※見積書の提出は、持参、郵送、FAX及び電子メールを問わず、締切日時必着とし、 郵送する場合は封筒の表に「掛布団ほか賃貸借の見積書在中」と必ず記載すること。

(2) 見積金額

見積金額は、「掛布団ほか賃貸借」について、別紙のとおりに見積りし、総額(消費税込)を記載すること。

(2) 提出場所

〒985-0834 宮城県多賀城市丸山1丁目1番1号 東北管区警察学校 庶務部会計課 調達管財係宛 [FAX番号] 022-207-2861 (直通) [メールアト・レス] tohoku. RPSF@npa. go. jp

3 契約書等作成の要否

要

4 支払条件

履行完了後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に届け出の日本銀行指定金融機関へ振り込む。

- 5 その他
 - (1) 業務実施に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。
 - (2) その他詳細については、担当係の指示に従うこと。
 - (3) 本競争に係る落札決定及び契約締結は、令和6年度本予算に当該経費が盛り込まれるとともに、同予算が成立し予算示達がなされることを条件とする。
- 6 間い合わせ先

東北管区警察学校庶務部会計課調達管財係電話022-366-2121(代表)

見積書(作成例) 別紙

[見積書記載要領]

各社の見積書で結構ですが、以下のポイントを確認し作成してください。

見 積 書

見積書提出日を記載してください。

年

東北管区警察学校 殿

下記のとおり見積り申し上げます。

消費税込の見積額を記載

合計金額 ¥〇〇,〇〇〇一 (消費税込)

例:

仙台市**区*丁目*一*

株式会社 * * *

代表取締役 ****

社印 社名・住所・ 代表者職名・

令和

電話 代表者名 代表者印

月

日

※押印省略可

※<u>押印を省略する場合</u>は、必ず<mark>代表者及び担当者氏名、連絡先</mark>を記載してください。

項目		数量	単位	単価	金額
掛布団・敷布団・毛布・枕		1,092	組	00	00
掛布団・敷布団・タオルケット・枕		368	組		
掛布団カバー		1,095	枚		
シーツ		1,095	枚		
毛布カバー(タオルケットカバーも兼ねる)		1,095	枚		
枕カバー		1,095	枚		
消費税	消費税は円	未満切り捨て			0,000
合 計					00,000

仕様書

1 契約件名 掛布団ほか賃貸借

2 賃貸品目及び予定数量

品 目	数量	単 位	備考
掛布団・敷布団・毛布・枕	1, 092	組	1日 4組273日分(通常期)
掛布団・敷布団・タオルケット・枕	368	組	1日 4組 92日分(夏期)
掛布団カバー	1, 095	枚	1日3枚365日分
シーツ	1, 095	枚	1日3枚365日分
毛布カバー (タオルケットカバーも兼ねる)	1, 095	枚	1日3枚365日分
枕カバー	1, 095	枚	1日3枚365日分

- ※ 数量は予定数量であり、実際の使用数量を保証するものではない。
- ※ 夏期とは7月1日から9月30日、通常期とは夏期以外の時期を指す。
- (1) 夏期(7月1日~9月30日)は、毛布に代えてタオルケットとすること。
- (2) 掛布団・敷布団・毛布 (タオルケット)・枕は、3ヶ月毎に交換すること。
- (3) 掛布団カバー・シーツ・毛布カバー・枕カバーは、毎週1回、指定する場所で回収及び補充をすること。

3 賃貸品目の規格

- (1) 掛布団は、縦195cm、横140cm、材質は化繊とする。
- (2) 敷布団は、縦200cm、横 95cm、材質は綿100%とする。
- (3) 毛布は、縦195cm、横145cm、材質は合繊とする。
- (4) 枕は、縦44cm、横32cm、材質はパイプチューブとする。
- (5) タオルケットは、縦195cm、横140cm、材質は化繊とする。
- (6) 掛布団カバー・シーツ・毛布カバー・枕カバーは、掛布団・敷布団・毛布・枕の サイズに適合するものとする。
- (7) 掛布団・敷布団・毛布・枕のサイズについては、±10cm を許容範囲とする。

4 契約期間

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

5 納入場所

東北管区警察学校 (宮城県多賀城市丸山一丁目1番1号)

6 一般事項

- (1) この仕様書は、業務の実施方法の大要を示すものであるから、業務の性質上、当然実施しなければならない事項はもちろん、軽微な部分で記載のない事項でも、自然付帯の業務等詳細については、担当者の指示に従うこと。
- (2) 本業務に関係の無い場所への立入りを禁止する。

- (3) 業務の実施に当たっては、法令、条例及び規則、担当者の指示並びに庁舎管理上の定められた注意事項を遵守し、施設、人員、備品等に対し、損害を与えないように必要な措置を行うこと。
- (4) 損害を与えたとき、又は損害を与える恐れのあるときは、直ちに担当者の指示を 受けるとともに、損害を与えたときは、受託者の負担で契約時の原状に復旧させる こと。

なお、緊急やむを得ないときは、直ちに必要な措置を行い事後遅滞なく担当者に 報告すること。

- (5) 服装・名札・腕章等の着用により、受託者の勤務員であることを明らかにして認識できるようにすること。
- (6) 受託者は本仕様について疑義のあるときは、担当者に説明を求めることとし、見 積書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 契約代金に定めるもの以外で、本契約を履行するにあたり必要となる費用等は、 全て受託者が負担すること。

契約書(案)

支出負担行為担当官 東北管区警察学校庶務部会計課長 〇〇〇(以下「甲」という。) と△△△(以下「乙」という。)とは、次のとおり賃貸借契約を締結する。

1 契約事項 掛布団ほか賃貸借

2 賃貸借品ほか仕様 別添仕様書のとおり

3 契約単価 別表のとおり

ただし、取引に係る消費税額及び地方消費税額は含まないものとする。「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出した額である。

4 賃貸借期間 令和6年4月 1日から

令和7年3月31日まで

5 契約保証金 徴収免除

(目的)

第1条 乙は、本契約に定める条件に従い、掛布団ほか(以下「契約物品」という。)を 甲に賃貸し、甲はその対価として第2条の料金を乙に支払うものとする。

(賃貸借料金)

- 第2条 本契約における賃貸借金単価は、別表「賃貸借料金表」のとおりとする。
- 2 賃貸借料金単価には、輸送費及び保険料を含むものとする。
- 3 賃貸借料金は、契約単価に甲が使用した数量を乗じた金額に取引に係る消費税額及び 地方消費税額を加えて算出する。ただし、算出した金額に1円未満の端数がある場合に は1円未満を切り捨てるものとする。

(賃貸借料金の改定)

第3条 物価の変動その他の理由により料金を改定しようとする場合は、3箇月前の事前 の通知により、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(賃貸借料金の請求)

第4条 乙は、四半期毎に甲の指定する検査職員の検査を受けた後、第2条に規定する賃貸借料金を甲に請求するものとする。

(賃貸借料金の支払)

第5条 甲は、前条に定めるところにより、乙の適法な請求書を受理した日から、30 日 以内(以下「約定期間」という。)に賃貸借料金を乙に支払うものとする。

(支払遅延利息)

- 第6条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が定める率(年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。)を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満であるときは、遅延利息を支払 うことを要せず、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるもの とする。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

- 第7条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)第2章第2節に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関(以下「金融機関」という。)又は資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社(以下「特定目的会社」という。)に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書き に基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社(以下「丙」という。)に債権 の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条若しくは 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第 104号)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に 対し次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。
 - (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は 譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。
 - (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
 - (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(遅延賠償金)

第8条 乙は、甲の指定する契約期間内に業務を完了することができないと認められると きは、速やかに甲に対し遅延の事由及び完了見込日を明らかにした書面を提出し、甲 の指示を受けるものとする。

- 2 甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査の上、契約期間後に完了する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして契約期間の延長を認めることができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を付して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。
- 3 前項に規定する遅延賠償金は、契約期間満了日の翌日から業務が完了した日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。)第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率(年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。以下同じ。)を乗じて計算した額とする。

(契約の解除及び違約金)

- 第9条 甲は、自己の都合により本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、甲が期間を定めてその履行を催告し、 その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部 又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙に、以下の事由が生じた場合
 - イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を 受けるべき事由を生じた場合
 - ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事 再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合
 - ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
 - (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
 - (3) 乙が第10条第1項に該当する場合
 - (4) 乙が第18条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合
 - (5) 前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合
- 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として未保守期間に相当 する金額の 100 分の 10 に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付して いる場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

- 第 10 条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は 一部を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の

規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人が刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは同法第 95 条第 1 項第 1 号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき (乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを 甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

- 第 11 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による 排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同 法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納 付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の6若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第1項若しくは同法第 95 条第1項第1号の規定にする罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同 法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び同法第7条の3第1 項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定に基づき財務大臣が定める率(年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。)を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

- 第 12 条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し第9条第4項、 第 11 条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。 ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでは ない。
- 2 乙は、第9条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から 30 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
- 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

(再委託)

- 第13条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部(仕様書に示す業務の主たる部分を除く。)を第三者に再委託(再々委託以降の委託を含む。以下同じ。)する場合は、乙は、再委託承認申請書(別紙様式)を再委託開始の10日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。
- 2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その 結果を再委託承認書(別紙様式)で乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認 を受けなければならない。
- 4 乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の 行為について、全ての責任を負うものとする。
- 5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされて いる事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第 14 条 甲は、役務の実施内容に関して本契約の内容に適合しないものであるときは、 乙にその旨を通知し、期間を定めて履行の追完を請求することができる。
- 2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金 の減額を請求することができる。
- 3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第 563 条第 2 項の各号に該当する場合には、直ち に代金の減額を請求することができる。
- 4 甲は、第2項及び第3項のほか、その不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を 請求することができる。
- 5 乙が本契約の内容に適合しない役務を実施した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が役務の実施の時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。
- 6 乙が、第1項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条

に定める契約不適合責任を負う。

(管轄裁判所)

第15条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、仙台地方裁判所のみとする。

(秘密の保持)

第 16 条 甲乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。第13条第1項に規定する再委託の相手方についても、同様とする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第 17 条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(暴力団排除)

第 18 条 暴力団排除に関する条項については、別紙「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の取組)

第19条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」 (令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推 進・連絡会議決定)」を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(特記事項)

- 第20条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。
- 2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位 は、特記事項、仕様書、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を 保有する。

令和 年 月 日

甲 宮城県多賀城市丸山一丁目1番1号 支出負担行為担当官 東北管区警察学校庶務部会計課長 ○○ ○○

Z $\triangle \triangle \triangle \triangle$

賃貸借料金表

品目	単	価
掛布団・敷布団・毛布・枕	1日1組あたり	円
掛布団・敷布団・タオルケット・枕	1日1組あたり	円
掛布団カバー	1日1枚あたり	円
シーツ	1日1枚あたり	円
毛布カバー (タオルケットカバーも兼ねる)	1日1枚あたり	円
枕カバー	1日1枚あたり	円

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約の解除)

- 第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約の解除)

- 第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした 場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても 該当しないことを確約する。
- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。)並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約の解除)

- 第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除しないとき、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

- 第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 東北管区警察学校庶務部会計課長

〇〇 〇〇 殿

住会代担連 在会代担連絡

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が東北管区警察学校に対し、損害を与えた場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	掛布団ほか賃貸借
再委託の相手方の	
住所及び氏名	
再委託を行う業務	
の範囲	
再委託を必要	
とする理由	
再 委 託 期 間	
再 委 託 率	
(全請負に対する再委託の割合)	

※次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始10日前までにこの申請書に添付の上、 提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他指示する書類

審	查	結	果	承認	非承認
承認と	! 又 は し た	非理	× 認 由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する(承認しない)。

支出負担行為担当官 東北管区警察学校庶務部会計課長 〇〇 〇〇

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、再委託をする に当たり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿(有価証券報告書(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。)に記載のもの(生年月日を含む。)。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表)等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 再委託の相手方として不適当な者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は 第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するな どしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜 を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、 若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に 利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 再委託の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。